

令和元年度 事業方針大綱

平成31年4月1日

はじめに

近年では、土地家屋調査士業務を取りまく環境に大きな変化が見られることは周知の事実です。土地家屋調査士制度制定70年の節目の年である2020年には、財産法の大改正を内容とする新民法の施行も予定されています。また、いわゆる「所有者不明土地問題」をきっかけに、土地所有に関する様々な制度を見直そうという動きも民法、不動産登記法、土地基本法の改正を視野とされていることに対し、注視するとともに積極的に関与しなければなりません。

また、昨年度は、数多くの大規模な自然災害が発生し、「災害に強い国（地域）づくり」の重要性が再認識された一年でもありました。今後も起こり得るであろう、自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、地図づくりを核とした「事前復興」、「早期の災害復興」に貢献するための活動を継続します。

そして、私たちは、時代とともに社会的価値観や技術が革新的に変化しようとも、隣接法律専門職たる資格者組織として、強くそしてしなやかに王道を歩み続け、国民からの期待に応える努力を惜しまないことが大切であることを念頭に活動を継続する覚悟も必須といえます。

上記の認識に基づいて、土地家屋調査士業務環境を整備し、土地家屋調査士が社会に貢献できる機会を更に拡大させるために、令和元年度事業の方針を次のとおり定めます。

基本方針 「強靱かつ、しなやかな業務遂行」

私たち土地家屋調査士の業務環境を更に整備し、土地家屋調査士の職能を広く社会に役立てるための施策を迅速・確実に実行し得るために、今まで以上にタフな組織づくりを目指しつつ、会員一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにする業務を遂行することにより、不動産を明確にし、安全で安心できる国民生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

また、全国土地家屋調査士政治連盟とも連携・連動の上、社会の様々な動き、価値

観・思考枠組みの変化に対応できるよう、今まで以上にアンテナを広く張り巡らせ、情報発信も強化します。

1 「所有者不明土地問題」への対応 ～時代の風を取り込む～

日本土地家屋調査士会連合会（連合会）では、空き家問題・所有者不明土地問題などへの対応を検討するためプロジェクトチームを設け、様々な研究会・シンポジウム、委員会などで、土地家屋調査士の視点からの意見を示してきました。例えば、「変則型登記」という言葉が使われるようになったのは、土地家屋調査士からの発信がきっかけとなっています。変則型登記については、その解消に向けた法案が今通常国会に提出されており、問題提起だけでなく、問題の解消に向けても大きな貢献ができたものと考えていますし、その準備的作業の実施につき具体的に動き始めてもいます。

「所有者不明土地問題」については、平成30年6月6日に「所有者不明土地の利用の促進の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、問題解決に向けたスキームが今後構築されることとなります。連合会としても引き続き、関係各所の動きを注視しながら、必要に応じて迅速に対処していきます。

2 各種法（制度）改正に対する対応 ～正しい明日は国民の信頼と共に～

「所有者不明土地問題」や「空き家問題」は、土地所有法制・登記制度を見直す大きな契機となりました。例えば、実際にも「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」では、相続登記の義務化の可否、変則型登記を解消するための方策、土地を手放すことの可否と手放す際の手続などについて検討が行われ、さらに法務大臣の諮問による「法制審議会民法・不動産登記法部会」が3月19日から始まりました。このことは、2020年4月の新民法施行により、家族法・財産法の改正が終わり、近い将来には物権法の改正を意味しています。

土地家屋調査士としても、表示に関する登記・筆界に係る資格者（隣接法律専門職）として、あるべき不動産法制を実現するために、これらの動きに積極的に貢献すべく、当連合会長が法制審議会委員として参画しており、主に実務家の視点から提言を行うことが必然であると認識しています。また、将来の法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないように、十分な準備・研究も行っていきます。

なお、土地家屋調査士法一部改正に関しましては、3月12日の閣議決定を受け、今国会での法案成立に向けて、全国土地家屋調査士政治連盟と共に、全力を尽くして

いる最中です。第一条の目的規定を使命規定に置き換えることにより、私たちは「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として社会に対し、明確に宣言することとなります。また、懲戒手続の適正・合理化を盛り込むとともに、「一人法人」の設立を可能とし多様なニーズに対応します。この主旨は、隣接法律専門職としての私たちの立ち位置を再確認するためだけでなく、国民からのより深い信頼と広い期待を獲得する契機となることが期待されるところであります。

3 研修・研究制度の拡充 ～自らの未来は、自ら拓く～

教育は国の宝であるのと同様に、研修は資格者制度の宝であるとの認識から、平成30年度の事業としては、これまで全国の各ブロックに委託していた新人研修会を中央において集約実施するための準備を進めてきました。当然のことながら、次世代の育成についての連合会の責任と役割は今まで以上に大きくなることを自覚し、連合会としても万全の準備を整えてまいります。

ところで、研修は、義務化されたものだけを受けていればよいというものではありません。プロフェッションにとって自己研鑽は質の高い業務を維持し続けるために必須であり、研修の充実は、資格者の生き残りのための生命線ともいえます。平成31年度についても、社会から必要とされる専門職であり続けるために研修を更に充実させるために必要な方策を実施してまいります。

また、研究分野に関しても「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」の提言を重く受け止め、会員が中長期の視点で研究できる環境を整えるために必要な対処について、検討・実施していきます。

4 地図づくりへの参画と発信・提言 ～私たちは、つくり続ける～

「地図」は、不動産について生じる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラです。政府によるいわゆる「骨太の方針」においても、「登記所備付地図を整備することの重要性」が3年続けて提言されています。地図づくりへのコミットは、土地家屋調査士にとって日常業務に最も近接した社会貢献であり、当然の職責といえます。

また、連合会は、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの様々な観点から地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、更に強く、広く訴えて

いきます。

平成 30 年度においては、地震による被災地における地図への影響に関して、法務省をはじめとする関係各省庁と協議を重ねてきました。また、「地図づくりこそが事前復興に欠かせない」ことや、「土地家屋調査士が地図づくりに関与しているからこそ筆界未定地の発生が最小限にとどまっている」ことも、具体的なデータなどを提供しながら情報発信してきました。これらの活動の成果は、骨太の方針での記載や、現実の予算編成にも表れていると分析しています。

さらに、「地籍調査関連事業への参画強化」のために必要な施策、「日常業務の成果を活用した地図づくり（国土調査法第 19 条第 5 項の指定）」の推進、「建物所在図作成の事業化」に向けた働き掛けも強化していきます。

5 土地家屋調査士制度制定 70 周年に向けて ～輝き続ける未来の創造～

2020 年は、土地家屋調査士制度が制定されて 70 年目の節目となる年です。節目の年を迎えることを、全国 50 の土地家屋調査士会と一緒に「私たちの制度のこれまでを振り返り、これからを考えるきっかけ」、「社会と私たちとの結び付きを更に深めるきっかけ」にできればと考えています。例えば、子供たちが私たちの業務に触れることのできるような機会を設けることであれば、土地家屋調査士を志すきっかけとなり、土地家屋調査士制度の襍をつなぐ「未来の土地家屋調査士」を増やすことに資することも期待できます。AI（人工知能）全盛の時代が訪れようとも、共存可能で人々に信用・信頼いただける資格者として確立すべく、各土地家屋調査士会の協力をいただきながら社会に発信していく所存です。

6 多様化する社会的要請への貢献 ～時宜を得た準備と対応～

市民が専門職に対して寄せる信頼や期待は、その専門職と市民・社会との関わりを超えることはありません。例えば、現在の弁護士の社会的評価についても、多大なプロボノ活動を抜きに語ることはできません。その意味で、社会貢献事業は、連合会にとってとても重要な事業であると考えています。

平成 30 年度においては、法務省法務総合研究所国際協力部からの要請で、東南アジア諸国への法整備支援にも協力しました。連合会の歴史を振り返ってみても本格的な国際協力に初めて参画したわけですが、法整備支援は、我が国の国際貢献としてと

でも重要なものです。途上国の法整備を支援することは、単に相手国の発展を促すだけでなく、我が国との経済的な結び付きをより強固にする大きなきっかけとなると理解できるためです。「法整備支援のメンバーの一員」として土地家屋調査士に要請があったことは、「隣接法律専門職」としての存在感が周知されてきたことの表れということも可能でしょう。また、国際貢献事業への関与は、国内の産業界に土地家屋調査士業務の可能性や重要性を再確認してもらうきっかけとなることも期待されますし、私たち自身にとっても、他国の歴史・文化・制度に触れることにより、土地家屋調査士制度の成長・発展に必要な気付きを得られる点で非常に重要であります。

また、自然災害による被災地において、倒壊建物の調査に協力を実施したことや、事前復興を念頭に置いた地図づくりを多くの先輩方から引き継いできたことを鑑みても私たちに求められる社会貢献の形態は多様化しています。

令和元年度も、従来の枠組みに捕らわれることなく、土地家屋調査士の職能を広く社会に活かすための施策を模索し、社会貢献を実施してまいります。